



政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

この時期は、お歳暮やお年賀など何かと贈り物をする機会が多いですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めるのも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

左記の①から⑥まで及び6の項目によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

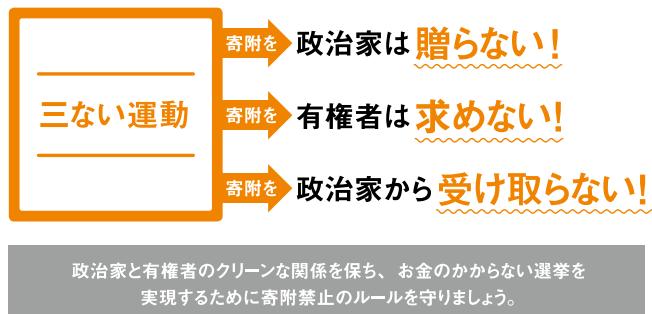
① 政治家の寄附の禁止
政治家が選挙区内にある者に対する寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

② 政治家の対する寄附の勧説・要求の禁止
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧説や要求をすると処罰されます。

③ 政治家の後援団体の寄附の禁止
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類似するものを出したり、後援団体の設立により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

④ 政治家の後援団体の有料広告の禁止
政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対する有料広告を求めることが止されており、威迫して求めて求めるは処罰されます。

※「公民権停止」とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加などが禁止されること。



総務省
なるほど!選挙「寄附の禁止」

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html